

平成31年

寒河江市農業委員会第1回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第1回総会

日 時 平成30年1月25日（木）午前9時00分

会 場 市役所 議会会議室

出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	4 番 土 屋 喜久夫
5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊	7 番 土 田 彦 雄
8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広	10 番 奥 山 浩 二
11 番 菊 地 弘 美	12 番 渡 辺 裕 之	13 番 眞 木 早百合
14 番 新 宮 し の ぶ	16 番 石 山 邦 一	17 番 菅 井 孝 一
18 番 木 村 三 紀		

欠席委員

3 番 菊 地 ひとみ 15 番 鈴 木 久 一

出席農地利用最適化推進委員

1 番 小 野 敏 行	2 番 今 井 隆 志	3 番 國 井 新 弥
5 番 熊 坂 浩 行	6 番 川 越 卯 一 郎	7 番 鬼 海 和 幸
9 番 渡 邊 正		

欠席農地利用最適化推進委員

4 番 石 倉 隆 一 8 番 菊 地 健

事務局

事 務 局 長 門 口 隆 太	事 務 局 長 補 佐 佐 藤 利 美
総 務 主 査 高 子 英 晴	総 務 係 長 菊 地 亮
農地主査(兼)農地係長 日下部 靖 広	農 地 係 主 事 国 井 茂 伸

報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第1号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第3号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時15分

木村議長 おはようございます。
改めまして、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひしたいと思ひます。
それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第1回総会を開催します。

木村議長 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員16名で、在任委員の過半が出席しておりますので、総会は成立いたします。
なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中7名が出席しております。推進委員はその担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができますので、申し添えます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、1番・相原 稔委員、11番・菊地弘美委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

(報告事項朗読)

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまの報告について質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

木村議長

ないようですので、ほかに事務局からございますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長

それでは早速、議事に入ります。

木村議長

議第1号から議第3号までの議案について一括上程します。

(1) 議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第3号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第1号から議第3号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、4番土屋委員、議第3号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番土屋委員、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者の報告を求めます。菅井会長職務代理者。

菅井委員

はい、議長。17番、菅井です。

去る1月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審

査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件1件を実施し、審査しました。

議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位3番、醍醐地区、寒河江市土地開発公社が寒河江市からの委託を受けて先行取得し、史跡慈恩寺旧境内ガイダンス施設等整備のための用地造成を行う転用申請となっております。申請地は慈恩寺活性化センターの東側の農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、原則許可されませんが、土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合は例外的に許可し得ることとなっております。この申請においてこの告示を行っており、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。なお、この案件は転用面積が30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要になります。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところ です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時50分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時22分

再開 午前 9時51分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、4番土屋委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退室をお願いします。

(土屋喜久夫委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員をお願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。12番、渡辺です。

(議案書順位1番朗読)

こちら、借人のほうの[]さんなんですが、去年の春に皆さんからご許可いただいた[]さんの分の土地を借りていらっしゃる方で、今回借りる土地もその土地の側だということで、農地集積にもなって何ら問題ないというふうには、現地調査及び事前審査会では、話になりました。

(議案書順位3番朗読)

こちら借人の四季ふぁーむさんのほうが中核農家でありますし、何ら問題ないというふうには事前審査、現地調査のほうでも問題ない、事前審査のほうでも問題ないということです。なお、現地調査のほうは14日、佐藤委員、小野推進委員と一緒に見回りました。何ら問題ないというふうに見てまいりました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、加藤委員をお願いします。加藤委員。

加藤委員

はい、議長。5番、加藤です。

(議案書順位2番朗読)

順位2番について、1月13日に猪倉委員、土田委員、鬼海推進委員とで現地を確認してまいりました。借人は意欲的に営農を進められておりました、今回の申請も貸人の労力不足に伴う経営規模の拡大であります。これまでどおり畑として利用して、そしてまた、計画によれば枝豆を作付するということでもありますので、周辺農地への影響もないというふう判断してまいりました。地区審査においても問題ありませんでした。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員をお願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。13番、眞木です。

(議案書順位4番朗読)

順位4番について、1月14日、木村会長と新宮委員と現地を確認してきましたが、積雪のためわかりませんでしたので、本人に確認いたしました。場所は国道458号線幸生陸

橋手前の、譲受人自宅裏にある農地になります。申請された農地の両隣は譲受人の農地になっています。畑には砂利が混ざっているようですが、取り除いて畑として利用するということでしたので、問題ないと思われます。なお、雪が解けてから今一度確認してくる予定であります。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位1番から4番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第1号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、入室)

木村議長 関係委員に申し上げます。議第1号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 次に、議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員をお願いします。渡辺委員。

渡辺委員 はい、議長。12番、渡辺です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について、8ページをごらんください。

(議案書順位1番朗読)

こちら、事前審査、地区審査とも申請どおりであれば何ら問題ないというふうに思われます。こちらの土地のほうは、もう住宅地の中の田んぼでありまして、真四角でなくて、三角がいっぱい重なったような土地でありました。こちらのほうも申請どおりであれば何ら問題というふうに見てまいりました。

(議案書順位 2 番朗読)

こちら、順位 1 番と 2 番なんですが、1 月 1 4 日、佐藤委員、小野推進委員と一緒に見て回りました。それで、地区審査、事前審査とも申請事由どおりであれば、申請どおりであれば何ら問題ないというふうに見てまいりました。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。6 番、影沢です。

(議案書順位 3 番朗読)

この件に関して、1 月 1 8 日、事前調査会で現地調査をしました。先ほどの菅井職務代理からの説明どおりであり、計画どおりであれば問題ないと判断しました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (農地主査)

はい、議長。

順位 1 番、順位 2 番は宅地分譲用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地であっても、通常宅地

分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位3番は、宅地分譲用敷地への転用となっています。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の大きさの区域にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合に該当しますので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

なお、順位3番は、事前審査会の報告にもありましたが、30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要であります。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第3号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番土屋委員、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、菅井会長職務代理者、お願いします。
菅井会長職務代理者。

菅井委員 はい、議長。17番、菅井です。

11ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも中核農家、認定農家であり、地区審査では異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第3号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第3号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第3号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時10分

平成31年1月25日

第1回総会 議長 木村 三紀

議事録署名委員 1番委員 相原 稔

議事録署名委員 11番委員 菊地 弘美